

流山市認知症高齢者等見守り事業 個人賠償責任保険のご案内

(正式名称：団体総合生活補償保険＜個賠型＞)

保険期間	令和7年2月1日午前0時 ～ 令和8年1月31日午後12時 (中途加入の場合は流山市が登録を完了した日の翌日午前0時から)	
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	
加入手続き	新規/中途加入	流山市役所で認知症高齢者等見守り事業の申請が必要です。
	更新	年に1度の生活状況等の確認に基づき、更新されます。
費用	保険料は流山市が負担（流山市が保険契約者となります）	

この保険は見守り事業に登録された方や同居の親族等が、日常生活で他人にケガをさせてしまったこと、他人の財物を壊してしまったこと等により、法律上の賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。
(1億円限度)

※同居とは、同一生計や扶養関係の有無に関わらず、同一家屋に居住している事をいいます。

保険金をお支払いする主な場合（国内の事故に限り示談交渉サービス付）



自転車で走行中に歩行者にケガを負わせてしまった。



漏水事故を発生させ、階下の部屋に水漏れ損害を与えた。



お店の陳列品を誤って落として、壊してしまった。

《 各種お問い合わせ先 》

■ ■ 見守り事業について ■ ■

◇ 加入手続き等について	……	流山市役所介護支援課	☎ 04-7150-6531
◇ 賠償責任保険について	……	有限会社駒木サービス代理店	☎ 04-7197-7356

■ ■ 事故のご連絡先 ■ ■

三井住友海上事故受付センター ※24時間365日受付

☎ 0120-258-189